

「症状が軽快した日の翌日」まで出席停止

のリスク軽減するため「通常欠席」とする

規定症状となった日をゼロ日として、11日目からの欠席は、感染拡大

- ●規定症状となった日に登校がなくても、以降10日以内に登校予定がある場合は、フローに沿って対応が必要です。
- ●規定より報告対応が遅れた際はその時点で速やかに、保健管理センターへ相談してください。
- <u>青文字の対応が期日までにない場合は通常欠席となります</u>が、指定期間は登校を控えてください。期日までに対応がない時の連絡催促、通常欠席となった旨のリマインドは行いません。
- ●規定症状となった日(もしくは発症日)から14日目までに軽快報告がない場合は、報告忘れとして通常欠席となります。1週間を超えても症状が軽快しないときは、保健管理センターへ相談してください。

登校を控える症状・状況における 報告対応フロー①(症状あり)

従うこと

「学校感染症」Forms回答

染症Formsに示された指示に

▶ このフローからは外れ、学校感

無症状だが、COVID-19検査にて「陽性」

※アルバイト先での定期検査などで判明

検査後24時間以内に、「登校を控える状況発生報告」Forms回答する

➤ COVID-19陽性が分かるものをアップする 医療機関→氏名、医療機関名、検査結果、検査日 自宅→検査キット・日時が分かるもの(PCなど)・身分証明 書を、1つの画面に収めた写真を画像アップする

周囲にCOVID19陽性者がいて、自身は無症状*2

*2無症状でも、自身のCOVID-19検査「陽性」の場合は、左記フロー に沿うこと

- ▶ 大学への報告は不要
- ▶ 感染対策を講じて、登校可能
- ▶ 体温測定など健康観察を続け、症状が出現したら登校を控え、「登校を控える症状・状況フロー①(症状あり)」に沿って、大学へ報告

無症状で経過 第 発音日をゼロ日として、5日目まで出席停止

途中で症状出現

発症した当日中に、「受診・検査報告」Forms回答する

症状が軽快した当日中*2に、「軽快報告」Forms回答する

*2薬を内服しない状態で平熱、咽頭痛や咳がほとんどない状態

「発症日をゼロ日として5日目まで、かつ症状が軽快した日の翌日」まで出席停止

- ●規定症状となった日に登校がなくても、以降10日以内に登校予定がある場合は、フローに沿って対応が必要です。
- ●規定より報告対応が遅れた際はその時点で速やかに、保健管理センターへ相談してください。
- ●青文字の対応が期日までにない場合は通常欠席となりますが、指定期間は登校を控えてください。期日までに対応がない時の連絡催促、通常欠席となった旨のリマインドは行いません。
- ●規定症状となった日(もしくは発症日)から14日目までに軽快報告がない場合は、報告忘れとして通常欠席となります。1週間を超えても症状が軽快しないときは、保健管理センターへ相談してください。

登校を控える症状・状況における 報告対応フロー②(症状なし)